

2021年11月17日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG
(コード：9318 東証第2部)
問合せ先 IR推進執行役員 山内 沙織
(TEL. 03-5534-9614)

株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ

当社は、アジアインベストメントファンド株式会社（以下当社と併せて「当社ら」といいます。）とともに、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）に対し、本日付けで別紙の誓約書（以下「本誓約書」といいます。）を差し入れましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 当社らから東京機械製作所に送付した書簡
・別紙：2021年11月17日付け誓約書（本誓約書）

2. 本誓約書を送付した経緯

当社らは、2021年9月17日、東京機械製作所が同年8月30日開催の取締役会で決定した対抗措置（以下「本件対抗措置」といいます。）の発動としての新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）について、東京地方裁判所に対し、本新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てをしました。

その後、同年10月29日に東京地方裁判所の却下決定（以下「原々決定」といいます。）、同年11月1日に東京高等裁判所に原々決定に対する即時抗告の申立て、同月9日に東京高等裁判所の棄却決定（以下「原決定」といいます。）、同月10日に最高裁判所に原決定に対する許可抗告及び特別抗告の申立て（許可抗告について、同月12日に東京高等裁判所が許可決定）を経て、現在は、最高裁判所において審理がなされています。当社らといたしましては、当社らの主張は正当であり、必ずや最高裁判所において認められるものと信じております。

一方で、本新株予約権無償割当ての効力発生日は同年11月19日と迫っているため、最高裁判所の判断が示されないまま、当該効力発生日が到来する可能性があります。

この点、本件対抗措置は、東京機械製作所の同年10月6日付け「臨時株主総会招集ご通知」（以下「本件招集通知」といいます。）の40頁1～8行目に記載があるのとおり、「例えば、本新株予約権の無償割当ての効力が発生するまでに、概要、①アジアインベストメントファンドら及びその関係者が、今後本対応方針に定義される大規模買付行為等（当該定義におけ

る「議決権割合」又は「株券等保有割合」の「20%」については「32.72%」に読み換えられるものとします。)を実施せず、かつ②アジアインベストメントファンドらの株券等保有割合(本新株予約権発行要項第10項(a)に定める非適格者に該当する者を共同保有者とみなして算定を行う等の所要の調整を行います。)を本日(2021年8月30日)から6ヶ月以内に32.72%以下まで減少させる(当該期間においては、臨時株主総会招集請求権を行使しない)ことを誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する限りにおいては、独立委員会による勧告に基づき、新株予約権無償割当ての実行(無償割当ての効力を発生させること)を留保いたします。」として、当該誓約書の差入れ及び遵守をする場合には、本新株予約権無償割当ての実行を留保すると定めています。

そして、東京高等裁判所は、原決定において、「抗告人ら(注:当社らのこと)が一定の条件を満たした誓約書を相手方に提出し、これを遵守すれば、その実行を留保するものとされ、抗告人らが自らの判断で本件対抗措置の不利益を回避し得るものとされている。…したがって、抗告人らに対する上記の差別的取扱いが、衡平の理念に反し、また、相当性を欠くものであるとは認められない。」(23~24頁)、「本件対応方針…によれば、既に具体化している大規模買付行為等が企図されなくなった後においては、本件対応方針の適用は想定されておらず、また、相手方(注:東京機械製作所のこと)取締役会において、企業価値ひいては株主の共同利益の向上等の観点から、独立委員会の意見も踏まえ、本件対応方針を随時見直し、本件対応方針の変更の余地を認めているから、抗告人らが市場内取引による取得から公開買付け(TOB)に移行した場合においても、将来的に抗告人らの持株比率が低下することが確実であるとまではいえず、これをもって抗告人らの株主権を過剰に制限するものであるともいえない。」(25頁)と判断しています。

そこで、当社らとしては、もとより、司法判断を尊重して行動してまいり所存ですが、現時点においては、最高裁判所による最終判断が示されていないため、引き続き、最高裁判所の御判断は求めつつも、まずは、現時点における東京高等裁判所による司法判断を尊重し、東京機械製作所に対し、本誓約書を差し入れ、これを遵守することにより、東京機械製作所に本新株予約権無償割当ての実行を留保していただき、本件対抗措置の不利益を回避する判断をすることとしました。

また、これにより、当社らは、当該誓約を遵守することにより、2022年2月末日までに株券等保有割合を32.72%まで低下させますので、既に具体化してしまった大規模買付行為等については撤回し、原状回復をすることになりますが、一方で、今もなお、東京機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません。そこで、この度の当社らによる市場内取引が「強圧性」を有するため、東京機械製作所の株主の皆様が適切な判断をするための時間と情報を確保することができなかったという御批判を受けたことを踏まえ、当社らは、既に具体化した大規模買付行為等を撤回するために持株比率を低下させた上で、改めて、市場内取引による取得から公開買付け(TOB)に移行することを検討していることを、2021年11月5日には、東京機械製作所に対してお伝えしておりました(原決定の25頁の上記判断は、このことを踏まえてのものです。)。もちろん、32.72%まで復した後に、改めて、新たな大規模買付行為等を具体化させる場合には、東京機械製作所の株主の皆様の御判断の基盤(時間・情報)を確保しなければならないことは当然のこととして、原決定が「相手方(注:東京機械製作所のこと)取締役会において、企業価値ひいては株主の共同利益の

向上等の観点から、独立委員会の意見も踏まえ、本件対応方針を随時見直し、本件対応方針の変更の余地を認めている」と指摘していることをも踏まえ、まずは、東京機械製作所の取締役会や独立委員会と協議・交渉を行うこととなります。したがって、当社らは、現時点においては、既に具体化してしまった大規模買付行為等を撤回して原状に復することをいたしますし、別の新たな大規模買付行為等については、東京機械製作所の新たな御判断がなければ、具体的に開始することはできないと考えております。そこで、その新たな御判断を求めするため、当社らは、ルールに則った行動をとることとなります。

3. 今後の方針及び見通し

当社らは、原審及び原々審が、当社らを濫用的な株主（グリーンメーラーなど、私的な利益を追求することを目的として、短期的な視点で東京機械製作所の企業価値をき損する株主）であると認定したわけでないにもかかわらず、法令上の明文の根拠なくして、一般的に、MoM 要件（当社らの議決権の制限）による株主意思確認に基づいた買収防衛策を許容する判断をした点については、多くの報道がなされているとおりです。当社らといたしましては、その影響が及ぶ範囲は当社らを超え、我が国がここ数年にわたり努力してきたコーポレート・ガバナンス改革を後退させ、特に海外機関投資家の我が国証券取引市場に対する信頼を失わせかねないことが懸念されていることもあり、最高裁判所においては、必ずや、当社らの主張が認められるであろうと考えております。

一方で、仮に当社らの主張が最高裁判所により認められなかった場合においても、当社らが、東京機械製作所の株式を株券等保有割合にして 32.72%保有する筆頭株主であることまでは否定されておらず、また、当該 32.72%株式に係る株主権まで制限される法的理由はないものと考えております。そこで、当社らは、法的に疑義のない 32.72%筆頭株主として、東京機械製作所の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上のため、東京機械製作所の現経営陣と対話しながら、適切に当該株主権を行使してまいることを予定しております。

今般、東京機械製作所が公表した 2021 年 11 月 12 日付け「2022 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」によると、4 億 6800 万円の経常損失を計上しており、経営状態の改善に目処が立っていません。それにもかかわらず、東京機械製作所の現経営陣は、未だ、具体的な事業計画を開示しておらず、その公表は 2022 年 1 月を目処として行うとしており、また、固定資産の譲渡が焦土作戦、及び希望退職者の募集がティン・パラシュートとしてそれぞれ実施されたことについての疑念が生じたことから当社らが行った質問に対しても回答をしていません。また、2022 年 1 月を目処として公表するという具体的な事業計画に基づくという名目で、既存株主の持分比率を低下させる効果を伴う第三者割当増資が行われることを危惧しています。そこで、当社らは、東京機械製作所の筆頭株主（32.72%）として、このままでは、現経営陣による非効率な経営を放置することになりかねないのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

そこで、当社らは、東京機械製作所においては、現経営陣及びこれを支持する株主（安定株主）が推薦する者以外の者が社外取締役や社外監査役となり、（任意の）指名報酬委員会などの独立性を有する機関が、現経営陣の成果（KPI の達成度）を厳格に評価した上で、1 年ごとに定時株主総会において現経営陣の再選の可否を判断するなどのガバナンス改革が必須であるとも考えており、そのために、32.72%株式に係る株主権を、引き続き、適切に行

使してまいりの方針であります。

なお、最後に付言いたしますと、当社は、上場企業として、当社の株主の皆様に対して当社の資産を保全し、企業価値・株主価値を向上させる責任を負っておりますが、一方で、この度の件で、東京機械製作所の筆頭株主として、東京機械製作所の一般株主の皆様に対する関係においても一定の責任（米国法上の支配株主の忠実義務のようなもの）を負っていることを改めて自覚いたしました。そこで、当社らは、両者の責任を矛盾なく果たすように行動してまいりたいと考えております。そこで、上記のような当社らの方針は、本誓約書による誓約に抵触するものではないと考えておりますが、仮に、東京機械製作所の取締役会又は独立委員会が、このような当社らの方針が、本件招集通知 39 頁下から 2 行目に記載の東京機械製作所が「予定」している「本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止する」場合に該当しないといえと客観的に判断するときは、当社らは方針を当該場合に該当するよう修正しますので、具体的に御指摘いただきたいということも求めています。

以 上

2021年11月17日

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都 並 清 史 殿

アジアインベストメントファンド株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長 アンセム ウォン シュウセン

誓約書

当社は、貴社に対し、貴社の2021年10月6日付け「臨時株主総会招集ご通知」（以下「本件招集通知」といいます。）の40頁1～8行目に記載の誓約事項①②のとおり的事项（下記の事項）を誓約します。なお、本誓約書による当社らの誓約及びその遵守が、本件招集通知39頁下から2行目に記載の貴社が「予定」している「本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止する」場合に該当しないといえるときは、当該場合に該当するように修正しますので、修正すべき点を御指摘ください。

記

- ① 当社ら及びその関係者は、今後、本対応方針¹に定義される大規模買付行為等（当該定義における「議決権割合」又は「株券等保有割合」の「20%」については「32.72%」に読み替えられる。）を実施しないこと。
- ② 当社らの株券等保有割合（本新株予約権発行要項第10項（a）に定める非適格者に該当する者を共同保有者とみなして算定を行う等の所要の調整を行う。）を2021年8月30日から6ヶ月以内に32.72%以下まで減少させる（それまでの間においては、臨時株主総会招集請求権を行使しない）こと。

以 上

¹ 誓約事項①②において用いる略語等は、本件招集通知における定義と同一の意味を有するものとします。